恤

平成23年2月25日 第 3 2 2 3 号

#### 次 目

告 示 (第337号 - 第367号)

土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	1
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	4
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	5
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	7
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づ	く変更の届出	
	(中小企業振興課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等	
	(中小企業振興課)	10
道路の区域の変更	(道路維持課)	10
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づ	く変更の届出	
	(中小企業振興課)	11
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	11
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	12
生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	12
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在	地の変更	
	(保護・援護課)	13
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	13

生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	14
救急病院の認定	(医療指導課)	14
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	15
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
	(森林保全課)	15
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
	(森林保全課)	15
土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	15
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	16
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	17
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	18
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	18
道路の区域の変更	(道路維持課)	19
道路の供用の開始	(道路維持課)	19
内水面漁場管理委員会		
水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	19
水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	20
雑報		
福岡前原道路事業の工事完了の公告	(高速道路対策室)	20
(		

示

福岡県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す る。

平成23年2月25日

渡 福岡県知事 麻生

福岡 市博多区東福岡市博多区吉塚 每週月水金曜日 (発行) 〒812-8577 (作成) 〒812-0041 定期発行日

092 - 643 - 3030092 - 611 - 4431

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 新 聞 印 刷

福岡県 株式会社

: 公園 7 番 7 号 : 8 丁目 2 番15号

田

掣

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
殿川谷	京都郡苅田町大字馬場及び南原 (別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
南原谷	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	土石流
集谷1 - 1	京都郡苅田町大字集及び南原 (別紙図面 3に示す区域のとおり)	土石流
集谷1 - 2	京都郡苅田町大字集及び南原 (別紙図面 4に示す区域のとおり)	土石流
集谷 2	京都郡苅田町大字南原及び集 (別紙図面 5に示す区域のとおり)	土石流
集谷 3	京都郡苅田町大字南原及び集 (別紙図面 6に示す区域のとおり)	土石流
集谷	京都郡苅田町大字集及び南原 (別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流
等覚寺川 - 1	京都郡苅田町大字山口 (別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流
等覚寺川 - 2	京都郡苅田町大字山口 (別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流
弁入川	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面10に示す 区域のとおり)	土石流
小田	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面11に示す 区域のとおり)	土石流
駄道	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面12に示す 区域のとおり)	土石流
向野	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面13に示す 区域のとおり)	土石流
谷川	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面14に示す 区域のとおり)	土石流
カリヌ	京都郡苅田町大字谷及び法正寺 (別紙図 面15に示す区域のとおり)	土石流

碁石	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面16に 示す区域のとおり)	土石流
奥野	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面17に 示す区域のとおり)	土石流
小牧原	京都郡苅田町大字法正寺及び黒添 (別紙 図面18に示す区域のとおり)	土石流
法正寺谷	京都郡苅田町大字法正寺及び黒添 (別紙 図面19に示す区域のとおり)	土石流
南原(b)	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
南原(c)	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
集(e)	京都郡苅田町大字南原及び集 (別紙図面 22に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
集(b)	京都郡苅田町大字南原及び集 (別紙図面 23に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
集(c)	京都郡苅田町大字集 (別紙図面24に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
集(d)	京都郡苅田町大字集 (別紙図面25に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
<b>山</b> □(a)	京都郡苅田町大字山口 (別紙図面26に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
<b>山</b> □(b)	京都郡苅田町大字山口 (別紙図面27に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
<b>神後</b> (a)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面28に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(c)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面29に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(d)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面30に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(e)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面31に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

珇

谷A	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面32に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
法正寺(c)	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面33に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
法正寺(b)	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面34に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
法正寺(d)	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面35に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(f)	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面36に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
法正寺	京都郡苅田町大字法正寺 (別紙図面37に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から37までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県京築県土整備事務所及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

# 福岡県告示第338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年 2 月25日

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝撃に関する事項
殿川谷	京都郡苅田町大字馬場 (別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
集谷 2	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

集谷3	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
集谷	京都郡苅田町大字集 (別紙図面4に示す 区域のとおり)	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
等覚寺川 - 1	京都郡苅田町大字山 口 (別紙図面 5 に示 す区域のとおり)	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり
等覚寺川 - 2	京都郡苅田町大字山 口 (別紙図面6に示 す区域のとおり)	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
弁入川	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面 7 に示す 区域のとおり)	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
小田	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面8に示す 区域のとおり)	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
駄道	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面9に示す 区域のとおり)	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
碁石	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面10に 示す区域のとおり)	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
小牧原	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面11に 示す区域のとおり)	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
法正寺谷	京都郡苅田町大字法 正寺及び黒添 (別紙 図面12に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
<b>南原</b> (b)	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり

南原(c)	京都郡苅田町大字南原 (別紙図面14に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載するまのとおり
集(e)	京都郡苅田町大字南 原及び集 (別紙図面 15に示す区域のとお リ)	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する
集(b)	京都郡苅田町大字南 原及び集 (別紙図面 16に示す区域のとお り)	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する
集(d)	京都郡苅田町大字集 (別紙図面17に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載するのとおり
<b>山</b> □(a)	京都郡苅田町大字山 口 (別紙図面18に示 す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載するのとおり
Щ□(b)	京都郡苅田町大字山 口 (別紙図面19に示 す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載するのとおり
<b>神後</b> (a)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面20に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載するのとおり
谷(c)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面21に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する
谷(d)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面22に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する
谷(e)	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面23に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する。
谷A	京都郡苅田町大字谷 (別紙図面24に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する

法正寺(c)	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面25に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
法正寺(b)	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面26に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
法正寺(d)	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面27に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
谷(f)	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面28に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
法正寺	京都郡苅田町大字法 正寺 (別紙図面29に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から29までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県京築県土整備事務所及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第339号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間		検	查 会	湯		検	查区	域
ア ひょう量が 300kg以下の非	23年 4 月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	新	宮	囲丁	役	場	新	宮	町

自動はかり(ウに掲げるものを	23年 4 月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	新	宮	町
除く。) 、分銅   及びおもりの検   査	23年 4 月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇	美	町
	23年 4 月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古	賀	市
	23年 4 月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古	賀	市
	23年 4 月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	須 恵 町 カルチャーセンター	須	恵	町
	23年 4 月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古	賀	市
	23年 4 月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	久 山 町 役 場	久	Щ	町
	23年 4 月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町中町公民館	篠	栗	町
	23年 4 月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	志 免 町 東 地 区社 会体育館	志	免	町
	23年 4 月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	志 免 町 西 地 区社 会体育館	志	免	町
	23年 4 月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕 屋 町 役 場	粕	屋	町
	23年 4 月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕 屋 町 役 場	粕	屋	町
	23年4月29日から 23年6月28日まで		検査については、糟屋 市と協議の上、指示す	糟古	屋賀	郡市

イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり ( ウに掲げるもの を除く。)、分 銅及びおもりの 検査	23年4月29日から 23年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	糟	屋賀	郡市
ウ ばね式指示はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかりで目量の数が2,000を超えるもののではないからでは、1の数が2,000を超えるものの検査	23年4月29日から 23年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糟	屋賀	郡市

(2) 特定計量器検定検査規則 (平成 5年通商産業省令第70号) 第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
特別な理由に り(1)の検査を 検できない非 動はかり、分 及びおもりの 査	受 自 23年4月29日から 銅 23年7月28日まで		検査については、検査 る者と協議の上、指示	糟屋郡 古賀市

# 福岡県告示340号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

# 1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

扭

# 2 検査日時及び会場

# (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検征	查区域
ア ひょう量が 300kg以下の非	23年 5 月 9 日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA 筑前 あさくら 宝珠山営農センター	東	峰 村
自動はかり (ウに掲げるものを除く。) 、分銅	23年 5 月10日	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	東	峰 村
及びおもりの検 査	23年 5 月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	筑	前町
	23年 5 月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑 前 町 役 場	筑	前町
	23年 5 月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑 前 町 役 場	筑	前町
	23年 5 月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーション バ サ ロ	朝	倉市
	23年 5 月17日	10:00~12:00	久喜宮コミュニティ	朝	倉市
	23年 5 月17日	13:00~15:00	JA筑前あさくら 志 波 支 店	朝	倉市
	23年 5 月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら 杷 木 支 店	朝	倉市
	23年 5 月19日	10:30~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら 高 木 支 店	朝	倉市
	23年 5 月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	朝	倉市
	23年 5 月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	秋月BATABATA 市 場	朝	倉市
	23年 5 月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝 倉 市 役 所	朝	倉市
	23年 5 月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝	倉市

	23年 5 月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市
	23年 5 月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市
	23年 5 月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	小 郡 市 体 育 館 柔 剣 道 場	小郡市
	23年 5 月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔 剣 道 場	小郡市
	23年6月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	23年6月2日から23年8月1日まで		検査については、朝倉 井郡内各町、朝倉市及 D上、指示する。	朝 倉 郡 郡 市 市 市
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり ( ウに掲げるもの を除く。)、分 銅及びおもりの 検査	23年6月2日から 23年8月1日まで		検査については、検査 る者と協議の上、指示	朝倉郡郡市市市市市
ウ ばね式指示 はかり又は電気 式はかりで目量 の数が6,000を 超えるもの、1 級のはかり及び 2級のはかりで 目量の数が2,000 を超えるものの 検査	23年6月2日から 23年8月1日まで		検査については、検査 る者と協議の上、指示	朝三朝市市

(2) 特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
------	-------	------	---------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年6月2日から 23年9月1日まで	左欄の間に行う検査については、 を受けようとする者と協議の上、 する。		朝三朝小	倉井倉郡	郡郡市市
--	------------------------	---	--	------	------	------

### 福岡県告示341号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

	検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
	ア ひょう量が 300kg以下の非	23年6月2日	10:00~12:00	小波瀬コミュニティ セ ン タ ー	苅 田 町
	自動はかり (ウ に掲げるものを	23年6月2日	13:00~15:00	三原文化会館	苅 田 町
	除く。) 、分銅 及びおもりの検	23年6月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	三原文化会館	苅 田 町
	查	23年6月6日	10:30~12:00	伊良原コミュニティ セ ン タ -	みやこ町
		23年6月6日	13:30~15:00	みやこ町犀川体育館	みやこ町
		23年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやこ町犀川体育館	みやこ町
		23年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやこ町豊津支所	みやこ町

The second secon				
	23年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやこ町勝山体育館	みやこ町
	23年 6 月10日	10:00~12:00	行橋市仲津公民館	行 橋 市
	23年 6 月10日	13:00~15:00	行橋市今川公民館	行 橋 市
	23年 6 月13日	10:00~12:00	行橋市延永公民館	行 橋 市
	23年 6 月13日	13:00~15:00	行橋市民会館	行 橋 市
	23年 6 月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	行橋市民会館	行 橋 市
	21年 6 月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	行橋市民会館	行 橋 市
	23年6月17日から 23年8月16日まで		検査については、京都 橋市と協議の上、指示	京都郡行橋市
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり ( ウに掲げるもの を除く。)、分 銅及びおもりの 検査	23年6月17日から 23年8月16日まで		検査については、検査 る者と協議の上、指示	京都郡行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電量の数が6,000を超えるもの、1級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	23年6月17日から 23年8月16日まで		検査については、検査 る者と協議の上、指示	京都郡行橋市

(2) 特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査		左欄の間に行う検査については、 を受けようとする者と協議の上、 する。		京行	都橋	郡市
--	--	---	--	----	----	----

### 福岡県告示第342号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生 渡

# 1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

# 2 検査日時及び会場

# (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区	域
ア ひょう量が 300kg以下の非	23年 6 月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	添田	囲丁
自動はかり(ウに掲げるものを 除く。)、分銅	23年 6 月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	添田	囲丁
及びおもりの検査	23年 6 月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	添田町役場	添田	囲丁
	23年 6 月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	赤	村
	23年 6 月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	赤	村
	23年 6 月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町農産物直売所 「 D e ・ 愛 」	川崎	町
	23年 6 月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町民会館	川崎	町

23年 6 月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	香 春 町 勤 労 者 研 修 セ ン タ ー	香	春	町
23年 6 月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	香 春 町 勤 労 者 研 修 セ ン タ ー	香	春	町
23年7月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	大 任 町 役 場	大	任	町
23年7月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸 田 町 役 場	糸	田	町
23年7月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	福	智	町
23年7月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 方 城 分 館	福	智	町
23年7月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 金 田 分 館	福	智	町
23年7月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	福	智	町
23年7月11日	10:00から12:00 13:00から15:00	田川市教育庁舎	田	Ш	市
23年7月12日	10:00から12:00 13:00から15:00	田川市教育庁舎	田	Ш	市
23年7月13日	10:00から12:00 13:00から15:00	田川市教育庁舎	田	Ш	市
23年7月14日	10:00から12:00 13:00から15:00	田川市教育庁舎	田	Ш	市
23年7月15日から 23年9月14日まで		検査については、田川 田川市と協議の上、指	田田	Ш	郡市

イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり ( ウに掲げるもの を除く。) 、分 銅及びおもりの 検査	23年7月15日から 23年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、枝を受けようとする者と協議の上、指する。	··—	田田	JII JII	郡市
ウ ばね式指示はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかりで目量の数が2,000を超えるもののを超えるものが2,000を超えるものの検査	23年7月15日から 23年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、枝を受けようとする者と協議の上、指する。	. —	田田	JII JII	郡市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検 査 会 場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年7月15日から 23年10月14日まで		検査については、検査 る者と協議の上、指示	田川郡田川市

#### 福岡県告示第343号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字向佐野字迎田43番1、43番4、44番1、45番、49番3、50番2及び51

#### 番 8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市水城4丁目10-13

長谷川 善之

#### 福岡県告示第344号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年2月7日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変 更 前	变 更 後
株式会社西鉄ストア	株式会社西鉄ストア
代表取締役 室園 正雄	代表取締役 室園 正雄
福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号	福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号
株式会社千歳屋	株式会社千歳屋
代表取締役 武田 清則	代表取締役 武田 清則
福岡県筑紫野市二日市中央二丁目6番2号	福岡県筑紫野市二日市中央二丁目6番2号

账

株式会社花かず 株式会社花かず 代表取締役 原 経博 代表取締役 原 経博 福岡県福岡市西区愛宕一丁目16番35号 福岡県福岡市西区愛宕一丁目16番35号 株式会社マキ 株式会社マキ 代表取締役 植下 豊彦 代表取締役 植下 豊彦 広島県広島市東区上大須賀町14番5号 広島県広島市東区上大須賀14番5号 株式会社博多いもっこ屋 株式会社天長貿易 代表取締役 松尾 好幸 代表取締役 張 敏 福岡県福岡市早良区西新四丁目7番19号 福岡県福岡市中央区輝国二丁目8番20号206 筑邦製茶株式会社 株式会社リョーユーパン 代表取締役 田中 秀明 代表取締役 北村 俊策 福岡県久留米市荒木町藤田200番地 福岡県大野城市旭ヶ斤一丁目7番1号 株式会社ひよこ 代表取締役 石坂 博史 福岡県福岡市南区向野一丁目16番13号 株式会社新生堂薬局 代表取締役 水田 雅幸 福岡県福岡市南区中尾三丁目12番17号 株式会社ダイヤカラー現像所 代表取締役 堂森 次郎 鹿児島県鹿児島市小野一丁目11番19号

福岡県告示第345号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 36条第 3 項の規定により公告する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻 生 渡

 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩芥屋字久保地851番1及び851番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区妙見町15番7号

山口 精之助

福岡県告示第346号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ドラッグストアモリ甘木インター店
- (2) 所在地 福岡県朝倉市一木合畝1221番 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

福岡県告示第347号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月25日

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	X	間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
			前	京都郡みやる番3先から京都郡みやる番2先まで		8.0 ~ 28.0	204.7

		_	般				10.0	
				496 号	前	同上	~	175.0
		国	道				39.0	
							10.0	
京	築				後	同上	~	175.0
/31							39.0	
					前	京都郡みやこ町光富814 番2先先から	10.0	350.5
		県	道	下深野線	133	京都郡みやこ町光富316 番4先先まで	32.0	000.0
				犀 川 ‴			10.0	
					後	同上	~	350.5
							32.0	

福岡県告示第348号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年2月7日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

变	更前	变	更	後
出入口数	駐車場の自動車の 出入口の位置	出入口数	I	場の自動車の 口の位置
2 箇所	福岡県筑紫野市針摺中央二 丁目16番14号	2 箇所	福岡県筑丁目16番	紫野市針摺中央二 14号

#### (2) 荷さばき施設において荷さばき作業を行うことができる時間帯

変 更 前	变 更 後
午前6時から午後4時まで	午前6時から午後10時まで

#### 福岡県告示第349号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療 機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成23年 2 月25日

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生136	いまむらメンタルクリニ ック	宗像市栄町11 - 2 クレール桜 アネックス101	23 · 2 · 1
大野生123	喜多村クリニック	大野城市錦町4丁目3番8号	23 · 1 · 1
筑紫生145	みぎた眼科	筑紫野市針摺中央2丁目15-13	23 · 2 · 1
筑紫地生179	よこやま内科胃腸クリニ ック	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目11 - 20	23 • 2 • 1
糸島地生83	前原木村眼科クリニック	糸島市前原中央2丁目8-23	23 · 1 · 1
糸島地生84	医療法人祐喜会森内科神 経内科医院	糸島市高田 2 丁目21 - 22	23 • 1 • 1
大川生89	産科婦人科大橋医院	大川市大字津字古賀前26 - 1	23 • 1 • 1

み生31	田中内科医院	みやま市瀬高町上庄745番地	23 · 1 · 1
柳生120	こにし眼科	柳川市三橋町藤吉字四町八反513 番地 1	23 • 1 • 1
大生437	えだみつ整形外科・リウ マチ科	大牟田市天領町 1 丁目289 - 3	23 • 1 • 1
田生176	佐竹眼科クリニック	田川市大字奈良268 - 1	23 • 1 • 1
田生175	藤下医院	田川市大字奈良1587 - 92	23 • 1 • 1
中生83	石松整形外科医院	中間市中間3丁目2-1	22 · 12 · 16
大生歯193	冨永歯科医院	大牟田市築町4-16	23 • 1 • 1
大生歯192	辻歯科口腔外科総合クリ ニック	大牟田市白金町65番地	23 • 1 • 1
嘉麻生歯25	佐々木歯科医院	嘉麻市岩崎1097番地	23 • 1 • 1
京生歯96	あま歯科医院	京都郡苅田町神田町1丁目17- 13	23 • 1 • 12
行生歯78	仲西歯科医院	行橋市中央3丁目4-7	23 • 1 • 1
八女生訪 2	訪問看護ステーションく ろき	八女市黒木町本分2117 - 3	23 • 1 • 4
飯生訪9	東ヶ丘訪問看護ステーション	飯塚市下三緒35 - 442	22 • 10 • 1

# 福岡県告示第350号

平成23年2月25日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

# 福岡県知事 麻生渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野生119	喜多村クリニック	大野城市錦町4丁目3番8号	22 · 12 · 31

糸島地生9	森内科神経内科医院	糸島市高田 2 丁目21 - 22	22 • 12 • 31
糸島地生18	前原木村眼科クリニック	糸島市前原中央2丁目8-23	22 • 12 • 31
大川生85	産科婦人科大橋医院	大川市大字津26 - 1	22 • 12 • 31
柳生88	吉田医院	柳川市三橋町今古賀172 - 4	22 • 12 • 31
柳生116	こにし眼科	柳川市三橋町藤吉513 - 1	22 • 12 • 31
大生429	えだみつ整形外科・リウ マチ科	大牟田市天領町1丁目289-3	22 · 12 · 31
大生311	医療法人小川医院	大牟田市笹原町 2 丁目25	22 • 12 • 31
田生157	藤下医院	田川市大字奈良字女夫石1587 - 92	22 · 12 · 31
田生173	佐竹眼科クリニック	田川市大字奈良268 - 1	22 • 12 • 31
中生25	石松外科医院	中間市中間3丁目2-1	22 • 12 • 15
京生84	白石皮膚科医院	京都郡苅田町神田町 2 丁目25 - 15	23 • 1 • 11
み生21	田中内科医院	みやま市瀬高町上庄745	22 • 12 • 31
北生歯48	浦田歯科医院	糟屋郡志免町志免4丁目8-5	22 • 12 • 31
筑生歯37	なかむら歯科医院	筑後市大字一条字町浦1231 - 1	21 · 3 · 31
朝倉生歯18	荒木歯科医院	朝倉市大庭5398 - 2	23 • 1 • 1
大生歯122	辻歯科・口腔外科総合ク リニック	大牟田市白金町65	22 · 12 · 31
大生歯67	冨永歯科医院	大牟田市築町4-16	22 • 12 • 31
大生歯63	山下歯科医院	大牟田市駛馬町85	23 • 1 • 31
嘉麻生歯16	佐々木歯科医院	嘉麻市岩崎1097	22 • 12 • 31
行生歯16	城戸歯科医院	行橋市中央 2 丁目10 - 11	23 • 1 • 11
飯生薬104	タイヨー薬局 菰田店	飯塚市菰田西1丁目281-1	22 • 12 • 31
北生訪12	社会保険仲原病院 訪問 看護ステーション	糟屋郡志免町大字御手洗 6	15 · 8 · 1

# 福岡県告示第351号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第51条第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の

囝

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」とい う。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき 、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年2月25日

#### 福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
中生50	医療法人桑原産婦人科医院	中間市中間3丁目5-5	23 • 2 • 1

#### 福岡県告示第352号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という 。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、 指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2 (法第14 条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告 示する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻牛 渡

#### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所 在 地	変更年月日
大生307	医療法人飯田泌尿 器科医院	医療法人飯田クリ ニック	大牟田市浄真町44	23 · 1 · 1
大生薬161	株式会社 隆成堂 橘薬局宝坂店	おおむた薬局	大牟田市宝坂町 2 丁目 63 - 4	23 • 1 • 1

# 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日

粕生15	川崎内科医院	糟屋郡新宮町大字下府 字古川1621 - 23	糟屋郡新宮町美咲2丁 目8-7	16 · 11 · 20
粕生4	社会保険仲原 病院	糟屋郡志免町大字御手 洗 6	糟屋郡志免町別府北2 丁目12 - 1	22 · 10 · 30

#### 福岡県告示第353号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含 む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示す

平成23年2月25日

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田川生マ19	桝崎 宗近 (訪問マッサ ージふれあい)	田川郡川崎町大字安眞木3110 - 2	23 • 1 • 21
田川生マ20	白川 勝毅 (白川鍼灸整 骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 · 2 · 1
田川生マ21	白川 富士男 (白川鍼灸 整骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 • 2 • 1
田川生マ22	外園 真弓 (あおぞら訪 問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444 - 13	23 · 2 · 1
粕生マ31	宮川 淳子 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	22 • 11 • 1
直生柔24	中野 結 (直方中央整骨院)	直方市津田町11 - 26	23 • 1 • 1
飯生柔47	松尾 幸治 (飯塚整骨院)	飯塚市鯰田1698 - 3	23 · 2 · 1

愐

八女生柔23	松林 伸弥 (やつひめ整 骨院)	八女市平田532 - 8	23 • 1 • 1
八女生柔24	田中 良明 (やつひめ整骨院)	八女市平田532 - 8	23 • 1 • 1
八女生柔25	竹上 幸 (やつひめ整骨 院)	八女市平田532 - 8	23 · 1 · 1
小生柔12	森光 春策 (はる整骨院 )	小郡市三沢3886 - 1	22 · 12 · 28
像生柔38	重住 光 (ゆうあい整骨 院)	宗像市野坂2652 - 1	23 • 1 • 4
宰生柔25	松岡 健悟 (むさし整骨 院水城)	太宰府市水城2丁目1-1	23 · 1 · 19
古生柔17	山下 泰昌 (愉和整骨院	古賀市舞の里3丁目5 - 1	23 • 1 • 1
古生柔18	増田 有志 (愉和整骨院 )	古賀市舞の里3丁目5-1	23 · 1 · 1
古生柔19	鈴木 和仁 (月乃桂整骨 院)	古賀市花見南 2 丁目20 - 21 - 1	23 · 1 · 1
宗遠生柔 4	中島 幸樹 (わかば整骨院)	遠賀郡岡垣町野間2丁目16-3	22 • 11 • 1
田川生柔18	白川 富士男 (白川鍼灸 整骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 · 2 · 1
田川生柔19	四ケ所 将 (白川鍼灸整 骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 · 2 · 1

# 福岡県告示第354号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合 を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保 護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の 規定により次のように告示する。

平成23年2月25日

# 福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田川生マ8	永井 誓雄 (あおぞら訪 問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444 - 13	23 • 2 • 1
田川生マ18	白川 富士男 (白川鍼灸 整骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 • 1 • 31
直生柔20	藤川 利仁 (直方中央整 骨院)	直方市津田町11 - 26	22 • 12 • 31
八女生柔21	竹上 幸 (やつひめ整骨 院)	八女市平田532 - 8	23 • 1 • 1
像生柔29	松岡 尚文 (ゆうあい整 骨院)	宗像市野坂2652 - 1	22 · 12 · 31
古生柔11	山下 泰昌 (愉和整骨院 )	古賀市舞の里3丁目5-1	23 • 1 • 1
遠生柔14	松川 辰也 (わかば整骨院)	遠賀郡岡垣町野間2丁目16-3	22 • 10 • 31
田川生柔16	白川 富士男 (白川鍼灸 整骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 • 1 • 31
田川生柔17	四ケ所 将 (白川鍼灸整 骨院)	田川郡福智町赤池521番地33	23 · 1 · 31

# 福岡県告示第355号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年 2 月25日

医療機関の名称	所 在	地	有効期間
福岡山王病院	福岡市早良区百道	兵3 - 6 - 45	平成23年3月1日から

平成26年2月28日まで

福岡県告示第356号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
   糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宇 美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第357号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月17日農林水産省告示第1470号(1に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び上毛町役 場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第358号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月20日農林水産省告示第1514号(3に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第359号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区 の換地計画を平成23年2月16日付けで適当であると決定したので、同条第4項において

III  $^{\circ}$ 

公

田

準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供す

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻 牛 渡

土地改良区名	縦覧に供する 書類	縦覧期間	縦覧場所
道手東土地改良区	換地計画書の写し (道手東地区)	平成23年2月25日から 平成23年3月28日から	田川市役所

#### 福岡県告示第360号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生渡

- 1 申請のあった年月日 平成23年2月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構

(2) 代表者の氏名

奥田 知志

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区荒生田2丁目1番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレスに対して、その自立支援及び社会的処遇の改善と自立以 後の人々へのケアに関する事業を行うことにより、社会福祉 の向上を図ることを 目的とする。

福岡県告示第361号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 申請のあった年月日 平成23年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人ヘルパーステーションハートフル

- (2) 代表者の氏名 山本 涼太
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県中間市通谷3丁目8番3号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、介護、福祉を中心とした支援事業を行い、高齢 者が安心して住めるような地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第362号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す る。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻 生

- 1 申請のあった年月日
  - 平成23年2月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

第3223号

令

9日95日 全曜

特定非営利活動法人シルバー人財いき活きセンター

(2) 代表者の氏名

柴原 一保

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県久留米市合川町423番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、職を持たない高齢者及び若者に対し、塗装やエクステリア等の技術 指導に関する事業を行い、自立した高齢者及び若者のいき活きとした生活に寄与す ることを目的とする。

福岡県告示第363号

畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
髙 津 康 則	田川郡福智町伊方1027番地
谷 口 澄 隆	" 352番地
長尾凡夫	" 1662番地
石 橋 勝 憲	″ 1703番地 2
石 橋 徳 行	″ 1335番地
松 島 司	″ 1250番地 2
髙津 一嘉	" 963番地
皆 川 茂 樹	" 1022番地
髙 津 賴 光	″ 134番地
髙 津 茂	″ 278番地
太郎丸 宏	″ 324番地 1
太郎丸 宏	<b>"</b> 324番地 1

堀	П	社	喜	"	761番地
松	村	幸	夫	"	933番地

# 2 退任監事

氏	3	名	住	所	
長谷川	秋 美		田川郡福智町伊方375番地 2		
長 野	達美		" 1594番地		
中 野	忠夫	Ę	" 1015番地		

#### 3 就任理事

氏	—————————————————————————————————————			所
	н			771
髙 津	康則	田川郡福智町伊刀	方1027番地	
谷口	澄隆	"	352番地	
石 橋	弘己	"	1712番地	
石 橋	勝憲	"	1703番地 2	
石 橋	德 <b>行</b>	"	1335番地	
松島	司	"	1250番地 2	
髙 津	一嘉	"	963番地	
皆川	茂樹	"	1022番地	
髙 津	賴光	"	134番地	
髙 津	茂	"	278番地	
太郎丸	宏	"	324番地 1	
堀口	社 喜	"	761番地	
松村	幸夫	"	933番地	

#### 4 就任監事

氏	名	住所			
長谷川	秋 美	田川郡福智町伊方375番地 2			
長 野	達美	″ 1594番地			
中野	忠夫	" 1015番地			

#### 福岡県告示第364号

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 退任理事

氏	名	住 所
俵	秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木	富數	" 3305番地
佐々木	光之丞	" 3833番地 1
進藤	丹 治	" 1103番地 1
大 場	義 人	" 5018番地 2
吉 竹	忠德	<b>"</b> 1298番地
田中	_	<b>"</b> 853番地 2
川上	彰 德	" 407番地

#### 2 退任監事

	氏		名	住所
和	田	俊	彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮	崎	傳	夫	" 444番地 2

# 3 就任理事

氏	名	住所
俵	秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木	富數	" 3305番地
佐々木	光之丞	" 3833番地 1
進藤	丹 治	" 1103番地 1
大 場	義人	" 5018番地 2

吉 竹 忠 徘	·····································	1298番地
田中一	"	853番地 2
川上彰	·	407番地

# 4 就任監事

	氏		名	住
和	田	俊	彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮	崎	傳	夫	" 444番地 2

# 福岡県告示第365号

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生 渡

# 1 退任理事

	氏		名		住	所	
Ш	上	澄	吉	田川郡赤村大字内田	田4152番地		
加	耒	博	樹	"	3866番地		
稲	桝	俊	秀	"	3953番地 1		
太	田	勝	征	"	3261番地		
Ш	上	Ī	弐	"	3808番地 2		
木	村	義	明	"	3276番地 3		
中	村	太	市	"	3529番地		
中	村	俊	美	"	3521番地		

# 2 退任監事

	氏	名		名		名		名		住 所
荒	尾	良	憲	田川郡赤村大字内田3265番地						
武	宮	尚	志	" 3814番地						

汨

# 3 就任理事

	氏		名		住	所
Ш	上	澄	吉	田川郡赤村大字内田	34152番地	
加	耒	博	樹	<i>II</i>	3866番地	
稲	桝	俊	秀	"	3953番地 1	
太	田	勝	征	"	3261番地	
Ш	上	Ī	t	<i>II</i>	3808番地 2	
木	村	義	明	"	3276番地 3	
中	村	太	市	"	3529番地	
中	村	俊	美	"	3521番地	

#### 4 就任監事

氏 名	住 所
荒 尾 良 憲	田川郡赤村大字内田3265番地
太田壽	" 3819番地

福岡県告示第366号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	鞍手郡鞍手 2397番7先か 直方市大字植 先まで	16	4.4 ~ 12.0	972.0

直	方	県	道	新植	延 木	前	同上	5.5 ~ 51.5	936.0
						後	同上	4.4 ~ 39.2	1,046.4
						後	同上	5.5 ~ 51.5	936.0

福岡県告示第367号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

	土整備 務所名	路	線	名	供 用 開 始 の 区 間				
直	方	新植	延木	線	鞍手郡鞍手町大字中山2402番 6 先から 鞍手郡鞍手町大字中山2206番 1 先まで				
直	方	新植	延木	線	鞍手郡鞍手町大字中山2207番 6 先から 鞍手郡鞍手町大字中山2213番 1 先まで				

# 内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑 後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成23年 2 月25日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

公

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下流端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成23年3月1日から平成23年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則 第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りで ない。

平成23年2月25日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線から口線までの区域 イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成23年3月1日から平成23年5月31日まで

雑 報

福岡県道路公社公告第2号

有料道路に関する工事が完了するので、道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号) 第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 2 月25日

福岡県道路公社

理事長 小田修一

1 路線名

- 一般国道497号 (福岡前原道路)
- 2 工事の区間

福岡市西区拾六町一丁目から 福岡市西区拾六町一丁目まで

3 工事の種類

自動車専用道路の改築

平成23年2月25日

4 工事完了の日